

令和 2 年度 第 1 回 北海道支社入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	令和 2 年 8 月 2 4 日 (月) 北海道支社 3 階会議室	
委員 (五十音順、敬称略)	杉山 隆文 (北海道大学大学院工学研究院教授) 田村 亨 (北海商科大学教授) 富岡 公治 (弁護士) 舟橋 健市 (公認会計士・税理士) 山本 哲生 (北海道大学大学院法学研究科教授) 吉見 宏 (北海道大学大学院経済学研究院教授)	
審議対象期間	令和元年 1 0 月 1 日～令和 2 年 3 月 3 1 日	
抽出案件	総件数 5 件	備 考
○工事	3 件	
・ 一般競争	1 件	
・ 条件付一般競争	1 件	・ 道東自動車道 札幌管内車線区分柵設置工事
・ 拡大型指名競争	1 件	・ 道東自動車道 苫小牧中央 I C 管理施設新築工事
・ 随意契約	1 件	・ 道央自動車道 苫小牧中央料金所磁気カード方式 料金収受機械新設等工事
○調査等	1 件	・ 道東自動車道 ペンケオタソイ川橋橋梁構造検討
○物品・役務	1 件	・ 道央自動車道 ロータリー除雪車購入
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	な し	

意見・質問	回答
<p>【令和元年度第2回入札監視委員会審議概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見等なし <p>【入札監視統一事務局の報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見等なし <p>【入札・契約手続きの運用状況】</p> <p>「工事等業務の発注状況」</p> <p>「競争参加資格停止等の運用状況」</p> <p>「一次苦情及び一次説明処理状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見等なし <p>【抽出事案の審議】</p> <p>「道東自動車道 札幌管内車線区分柵設置工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> 2者辞退したとのことだが、理由は把握しているか。 本工事について、札幌管内となっているが発注を行う場合に事務所単位で発注単位を区切って実施しているのか確認したい。 <p>「道東自動車道 苫小牧中央IC管理施設新築工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回、全国で107者有資格者がおり、地域要件を満たしている者が31者ということであるが、実際入札に参加した者は1者のみであり、拡大型指名競争入札という趣旨に合致していないのではないか。 また、落札率も98.5%ということで非常に高い率で落札されていると感じるがどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 任意の辞退ですので、理由はわかりません。 基本的には事務所単位で区切ることが多いが、事務所を跨いだ発注もあり、そういった場合は支社で発注することもあります。 本工事において拡大型指名競争入札を用いた理由は不調が多い工種ということで、当社としてもなるべく多くの者に入札に参加していただくために当該方式を採用し、北海道全域の有資格者である31者に指名通知したところですが、結果として入札に参加いただいた者は1者になったものです。 また、落札率については、本工事は入札前価格交渉を実施しており、入札参加者と事前に仕様の確認等を行い適正な金額を算出しておりますので、その結果高い落札率となっております。

・手続きとしては、現行ルールに則ってきちんと行われたことは確認できるが、本案件では元々100 者を超える資格があった者を地域という要件で 31 者に絞ったうえで、入札に参加した者は 1 者しかいなかったという結果である。外部から結果を見たときに結局 1 者しか入札しなかったが、元々の有資格者をもっといたのではないかと問われる可能性もあると思われる。

NEXCO 全体でのルールに関わる話だと思うが、例えば今回のように 1 者しか参加がなかった際には地域要件を外した形で入札参加者があるかどうか再度確認するなどの手続きの方法もあるのではないか。

「道央自動車道 苫小牧中央料金所磁気カード方式料金収受機械新設等工事」

・今回、2 者で入札を実施し、第 2 回目で 1 者辞退し残りの 1 者でその後の入札を行っているが、仮に辞退がなかった場合はどのような手続きとなるのか。

・今回のケースは 5 回目で落札となっているが、仮に残りの 1 者と協議が整わなかった場合はどのような手続きとなるのか。

「道東自動車道 ペンケオタソイ川橋橋梁構造検討」

・資格審査委員会資料で本契約の 2 回目と 3 回目で技術審議の評価点が異なっているが評価点が変わることはあるのか。

・今回指名通知をしたのは地域要件を付したうえでの 31 者であるが、指名通知と同時に公募も実施しており、指名通知されずとも競争参加資格を有する者は参加申請できる方式となっております。しかしながら今回の案件については、自ら参加申請する者がいなかったということで結果 1 者での入札ということになりました。

当社としても、不調が多い工種については拡大指名競争入札方式などにより、なるべく参加しやすい発注方式を適用するなどして努力しておりますが、更に良い方法はないのか検討していきたいと考えております。

・仮に 2 回目で辞退していなかった場合は、1 回目と同様の形で 2 回目の入札を行います。その後不落随意契約へ移行する段階で、一番安価に入札した者とまずは協議を実施します。仮に辞退者がいない場合は全ての入札参加者へ随意契約の意向確認を実施します。ただし、まずは一番安価な者と協議を行いますので、そちらと協議が整った場合はその時点で手続きは終了する形となります。

・今回のケースで仮に協議が整わなかった場合は、一旦この手続きは終了となり新たに随意契約等で発注することとなります。ただし、正式にどのような方式で発注するかについては、競争参加資格等審査委員会などで決定することとなります。

・資格審査委員会の 2 回目と 3 回目では評価する内容自体が違うものとなりますので、点数は異なります。

<p>「道央自動車道 ロータリー除雪車購入」</p> <ul style="list-style-type: none">・現在実験的に自動運転の車両を製作していると思うが、将来更に展開していく際には、必然的に随意契約で購入していくことになるのか。	<ul style="list-style-type: none">・当社としては、当然競争性を高めていきたいと思っておりますので、将来的には多くの者が参加できるような契約方法にしたいと考えております。
<p>【審議結果の報告】</p> <ul style="list-style-type: none">・入札方式別に抽出した案件についての工事等の概要、業者選定理由、入札までの経緯の説明を受け、当委員会において審議したところ、適正に処理されている。	